

令和元年5月14日

## 我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について（第二報）

今般、我が国が世界文化遺産へ推薦を行っている「百舌鳥・古市古墳群」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスによる評価結果がユネスコ世界遺産センターから通知されました。

### 1. イコモスの評価結果

「百舌鳥・古市古墳群」については、「記載」が適当との勧告がなされた。（詳細は別添参照）

（参考1）諮問機関による評価結果の4つの区分

- ① 記載（Inscription）：世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会（Referral）：追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期（Deferral）：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載（Not to inscribe）：記載にふさわしくないもの。（世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。）

（参考2）イコモス（国際記念物遺跡会議）

ICOMOS (International Council on Monuments and Sites)。文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織（NGO）。本拠地はパリ。1965年設立。

### 2. 今後の予定

第43回世界遺産委員会（令和元年6月30日～7月10日、於：アゼルバイジャン）において、イコモスの勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分である。

<担当> 文化庁文化資源活用課

課長	小林	万里子
文化遺産国際協力室長	渡辺	栄二
文化財調査官	下田	一太
世界文化遺産推薦係長	畑	英行

電話：03-5253-4111（代表）（内線2877）

03-6734-2877（直通）

## イコモスの評価結果及び勧告の概要

### (「百舌鳥・古市古墳群」)

#### ① 顕著な普遍的価値 (OUV) について

百舌鳥・古市古墳群における45件49基の構成資産は、傑出した古墳時代の埋葬の伝統と社会政治的構造を証明しており、一連の資産は顕著な普遍的価値を証明していると考えられる。

#### ② 完全性について

イコモスは、完全性の状態は45件49基の構成資産ごとに異なるものの、概ね担保されていると考えられる。

#### ③ 真実性について

古墳の歴史性や保存状況にもとづき、真実性は満たされていると考えられるが、その程度には多様性が認められる。

#### ④ 比較研究について

イコモスは、比較研究は適切であると考えられる。

#### ⑤ 評価基準の適用について

##### ・基準 (iii) について

イコモスは、本推薦資産がこの評価基準に適合していると考えられる。

##### ・基準 (iv) について、

イコモスは、本推薦資産がこの評価基準に適合していると考えられる。

#### ⑥ 資産に影響を与える要因について

イコモスは、資産に与える主な懸念は、都市における開発圧力であると考えられる。管理体制の文脈において、遺産影響評価\*の仕組みを整える必要がある。また、自然現象による古墳への影響もまた懸念される。

\*遺産影響評価：世界遺産の資産・緩衝地帯の範囲内外において事業が計画された際にその影響を評価すること

⑦ 保存管理について（資産範囲，緩衝地帯（バッファ・ゾーン），保護措置，管理運営）

イコモスは、各資産及び緩衝地帯は、適切な範囲が法的に保護されていると考える。保存・管理体制は適切であるが、国・自治体・個人・地域共同体といった様々な主体間の調整が肝要である。モニタリング体制は適切であるが、古墳の状態について墳丘に影響しない手法により定期的にモニタリングする必要がある。また地域コミュニティが保存・管理体制に主体的に参画できるよう図るべきである。

⑧ 勧告

イコモスは、評価基準(iii)及び(iv)の下に世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

イコモスは、締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

- a) 構成資産における無形的な側面に関する記録を継続すること。
- b) 構成資産 20（御廟山古墳）の国レベルでの保護措置と、構成資産 44（峯ヶ塚古墳）の緩衝地帯についての範囲に関する調整を終えること（\*）。
- c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成すること。
- d) 墳丘の構造的安定性を評価するための方法について検討すること。
- e) 管理システムにおける地域住民の関与の在り方について検討すること。
- f) 緩衝地帯とその周辺環境の関係を踏まえて、必要に応じて周辺環境においてさらに保護すべき対象とその手段について検討すること。
- g) 計画されているガイダンス施設（堺市）の遺産影響評価について、世界遺産の顕著な普遍的価値の言及に基づき、より検討を深めること。
- h) 全ての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、自転車博物館、大仙公園基本計画、南海高野鉄道の高架事業等。
- i) 世界遺産条約の作業指針の 172 項に基づき、構成資産に影響をもたらす可能性のある全ての主要な事業については世界遺産センターに情報提供をすること。

（\* 構成資産 20 については平成 30 年 10 月に史跡の追加指定を完了している。また、構成資産 44 については関連自治体にて協議中である。）

## 世界文化遺産推薦に係る諮問機関の評価に対する 文部科学大臣談話

今般、我が国から推薦を行っている「百舌鳥・古市古墳群」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（※）により世界遺産一覧表に記載されることが適当である旨の評価を受けました。

本資産は、世界最大の巨大前方後円墳である仁徳天皇陵古墳を含む土で造られた建造物群であり、我が国の貴重な文化遺産がそのような評価を受けたことを大変喜ばしく思うとともに、地元関係者の努力に敬意を表します。

本年夏の世界遺産委員会においてイコモス勧告通りに記載されるよう、関係自治体及び関係省庁との連携のもと、全力を尽くしてまいります。

(※) イコモス International Council on Monuments and Sites (国際記念物遺跡会議) : ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関。文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織 (NGO)。本拠地はパリ。1965年設立。

# 「百舌鳥・古市古墳群」について

【構成資産】 45件49基の古墳

百舌鳥エリア（大阪府堺市）：23基（仁徳天皇陵古墳 ほか）

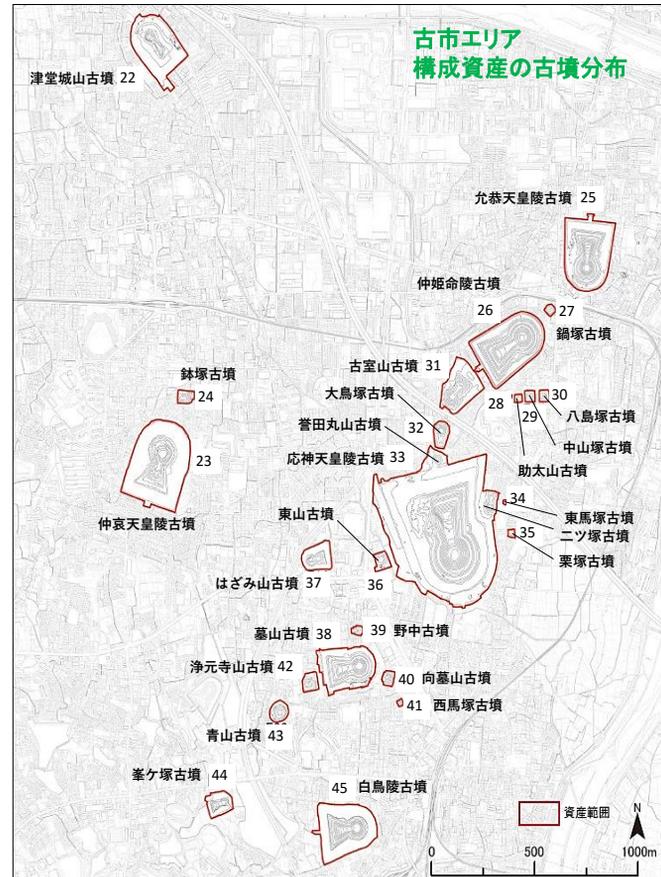
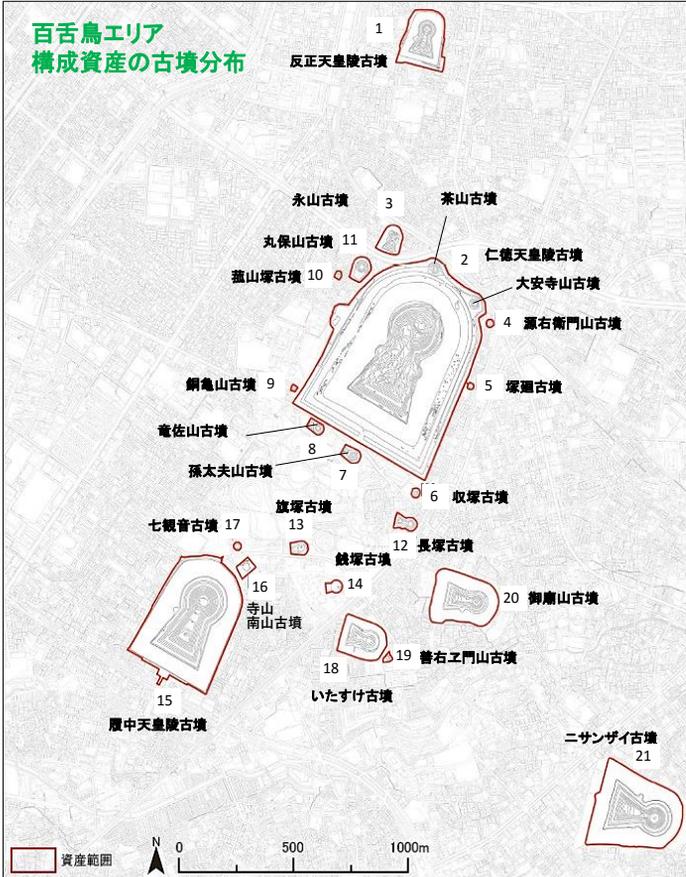
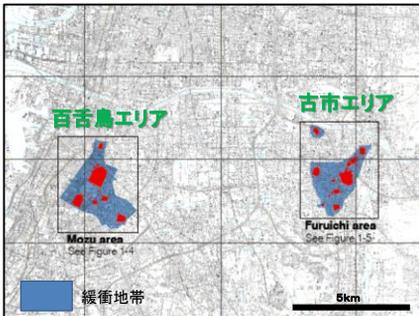
古市エリア（大阪府羽曳野市・藤井寺市）：26基（応神天皇陵古墳 ほか）

## 【概要】

百舌鳥・古市古墳群は、古墳時代の最盛期であった4世紀後半から5世紀後半にかけて、当時の政治・文化の中心地のひとつであり、大陸に向かう航路の発着点であった大阪湾に接する平野上に築造された。

世界でも独特な、墳長500メートル近くに達する前方後円墳から20メートル台の墳墓まで、大きさと形状に多様性を示す古墳により構成される。墳丘は葬送儀礼の舞台であり、幾何学的にデザインされ、埴輪などで外観が飾り立てられた。

本資産は、土製建造物のたぐいまれな技術的到達点を表し、墳墓によって権力を象徴した日本列島の人々の歴史を物語る顕著な物証である。



## これまでの経緯と今後のプロセス

2017年	7月31日	文化審議会において、2017年度推薦候補に選定
	9月26日	ユネスコ世界遺産センターへ推薦書暫定版を提出
2018年	1月16日	世界遺産条約関係省庁連絡会議
	1月19日	推薦書正式版の提出について閣議了解
	1月30日	ユネスコ世界遺産センターへ推薦書正式版を提出
	9月	イコモス(※)による現地調査
2019年	5月頃	イコモス勧告(予定)
	6月30日 ～7月10日	ユネスコ世界遺産委員会

## イコモスの勧告と世界遺産委員会の決議について

○世界遺産登録の可否については、イコモス(※)が以下の4つの区分で勧告。

○最終的にはユネスコ世界遺産委員会において決定。

- ①**記載**：世界遺産一覧表に記載する。
- ②**情報照会**：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す。  
3年以内に追加情報の提出を行った後、現地調査手続きを除くイコモスの審査を受ける。
- ③**記載延期**：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。推薦書を再提出した後、新規案件と同様の手続きを受ける。
- ④**不記載**：記載にふさわしくないもの、例外的な場合を除き再推薦は不可。

(※) 国際記念物遺跡会議 (International Council on Monuments and Sites (イコモス))  
：世界遺産委員会の諮問機関。文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織 (NGO)。本拠地はパリ。1965年設立。

# 世界遺産について

## 1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

### (1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

### (2) 経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択  
 昭和50（1975）年 条約発効  
 平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効  
 平成30（2018）年 7月現在で締結国数193カ国

## 2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

## 3. 世界遺産の総数

平成30年7月現在で 1,092件（文化遺産845件、自然遺産209件、複合遺産38件）

## 4. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産18件、自然遺産4件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	"	"	"	文化
3	屋久島	鹿児島県	"	"	"	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	"	"	"	自然
5	古都京都の文化財 （京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	"	5年	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	"	6年	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	"	"	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	"	9年	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	"	10年	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	"	11年	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	15年1月	16年7月	文化
13	知床	北海道	16年	16年1月	17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	18年1月	19年7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	19年	22年1月	23年6月	自然
16	平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	13年	18年12月 22年1月	23年6月	文化
17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	19年	24年1月	25年6月	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	19年	25年1月	26年6月	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	21年	26年1月	27年7月	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献	東京都（他 フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、アルゼンチン、インド）	19年	27年1月	28年7月	文化
21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	21年	28年1月	29年7月	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	19年	29年2月	30年6月	文化

## 5. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産7件、自然遺産1件）

[平成4年]

- ① 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）
- ② 「彦根城」（滋賀県）

[平成19年]

- ③ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）

[平成21年]

- ④ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）

[平成22年]

- ⑤ 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）
- ⑥ 「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）→（平成30年推薦）

[平成24年]

- ⑦ 「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）」（岩手県）

[平成28年]

- ⑧ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（鹿児島県・沖縄県）【自然遺産】